

児童虐待防止推進月間

「もしかして?」ためらわないで! 189

いちやく

虐待に関する相談は全国的に増加していて、子どもの命が奪われる事件も後を絶ちません。虐待はどの家庭にも起こり得る問題です。地域全体で目配り・気配りをして子どもたちを守りましょう。

児童虐待とは

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす虐待には、主に次のようなものがあります。

身体的虐待…たたく、蹴る、首を絞める、激しく揺さぶる、熱湯や冷水を浴びせるなど

ネグレクト…食事を与えない、学校に行かせない、病院に連れて行かないなど

心理的虐待…暴言、きょうだい間の差別、無視、家族への暴力を

見せるなど

性的虐待…子どもにわいせつな行為をする・させる・見せるなど

虐待のサインを

見逃さないで

いつも子どもの泣き叫ぶ声がある、夜遅くまで子どもが家の外にいる、不自然な傷があるなど、虐待のサインは日常の中に表れていきます。虐待かどうか判断できない場合でも、その可能性があったらためらわずに次の通告窓口に連絡してください。あなたのその「気付き」が子どもの命を救うきっかけになるかもしれません。

通告は匿名で行うことができ、通告者や通告内容に関する秘密は厳守されます。

通告窓口

成田市子ども110番

日時 月・金曜日 午前8時30分

午後5時15分

電話番号 23・5110 (子育て支援課)

児童相談所全国共通ダイヤル

日時 24時間年中無休

電話番号 1189

一人で悩んでいませんか

「子どもというイライラしてしまう」「自分の子どもなのかかわいいと思えない」など、育児に不安を感じたことはありませんか。子育ては楽しいことばかりではなく、大変なこともあります。一人で抱え込まず、誰かに話を聞いて

もらいましょう。

家庭児童相談室

子どもや家庭についてのさまざまな相談ができます。

日時 月・金曜日 午前9時～午後4時

電話番号 20・1538 (子育て支援課)

子ども家庭110番

子どものしつけや教育などについて相談できます。

日時 毎日 午前8時30分～午後8時

電話番号 043・252・1152 (県中央児童相談所)

周りにいませんか

ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、病気や障がいのある家族の世話・見守りを

している、親に代わって家事や幼いきょうだいの世話をしている、家計を支えるために働いているなど、年齢や成長に見合わない重い責任を負っている18歳未満の子どもです。

しかし、ヤングケアラーはその日常が当たり前だと思っていたり、家族の役に立ちたいという思いがあったりするなど、さまざまな事情を抱えています。負担が大きくなると、心身の発達・友人関係・勉強・進路などに影響を受けてしまいます。

もし周りにヤングケアラーがいたら、子どもの考えを否定せず、家族と子どもの双方を尊重しながら関わるようにしましょう。

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

子どもたちへ

あなたはかけがえのない人間として誕生しました。そして一人一人がその人らしく幸せに生き、お互いの意見や気持ちを大切にしながら、家庭や学校などで安全に安心して生活する権利を持っています。困った時は、友達や近くの大人に相談してみましょう。話を聞いてくれ、一緒に考えてくれる人は必ず近くにいます。あなたは一人ではありません。

おうちのことで悩んでいませんか

「家族からたたかれる」「ご飯を食べさせてくれない」「学校に行かせてもらえない」といったことはありませんか。話を聞いてもらいたい時、苦しい時には電話をかけてください。あなたを守ってくれる大人がいます。

成田市子ども110番

日時 月・金曜日 午前8時30分～午後5時15分

電話番号=0476-23-5110

チャイルドライン

日時 月・土曜日 午後4時～9時

電話番号=☎0120-99-7777

児童相談所全国共通

ダイヤル

日時=いつでも

電話番号=189

